**平成２５年（フ）第６号**
鹿児島県鹿児島市吉野町2591番地１
債務者　花田　優雄
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第７号**
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目２番13号公園ビル201号
債務者　井ノ上光代
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第３号**
鹿児島県奄美市名瀬大字伊津部勝698番地１
債務者　久原　和也
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２４年（フ）第５３６号**
沖縄県那覇市小禄５丁目15番地22　エーゼット小禄南501
債務者　仲宗根由雅
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第１４号**
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1809番地１　サウスジーマ103
債務者　多和田哲弘
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第２１号**
沖縄県那覇市字国場760番地５　嘉数アパート２－Ｂ
債務者　東江小百合（旧姓新里）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第２６号**
沖縄県那覇市壺屋１丁目６番18号　Mハウス302
債務者　鈴木二三男
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第１号**
沖縄県名護市大西５丁目５番16号
債務者　伊佐　紀子（旧姓渡具知）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成２５年（フ）第１２号**
盛岡市東見前９地割135番地３　ミューゼヒロＢ105号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第11地割117番地５　橋場住宅５号
債務者　川原　　勝
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第２２号**
岩手県岩手郡岩手町大字一方井第６地割90番地49
債務者　中村とし子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第６３６２号**
大阪市北区長柄東２丁目１番21―406号
債務者　豊山大那こと　李　　大那
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６４８５号**
大阪市住吉区長居東１丁目21番３号
債務者　**巻**口　英世
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８２９号**
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目28番18―407号
債務者　中道　　守
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６８４９号**
大阪市淀川区新高２－６－45　ベルク新高606号室、住民票上の住所大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―1308号
債務者　宮本　照美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６９７０号**
大阪市北区豊崎２丁目６番１―402号
債務者　大塚　篤志
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７００６号**
大阪府東大阪市大蓮南４－９―16、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮南２丁目４番１号
債務者　久保田香織（旧姓久寶）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１９号**
大阪市北区長柄東２丁目８番35―403号
債務者　森工業こと　森　　義秋
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部